

# 令和5年度 入湯税の使途状況について

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるための目的税です。

令和5年度の入湯税の決算額は 50,583千円 となっており、「環境衛生施設の整備費」、「消防施設の整備費」、「観光施設の整備費」、「観光振興費」、として下記の事業に充当しました。

(単位：千円)

区 分	事業の内容	総事業費	財源内訳		
			一般財源		負担金 その他
			入湯税	その他	
環境衛生施設の整備費	塵芥処理施設、し尿処理施設の負担金など	337,893	<b>30,967</b>	117,232	119,994
消防施設の整備費	消火栓の設置等消防施設の維持管理など	3,245	<b>3,157</b>	88	-
観光施設の整備費	山岳観光施設、平地観光施設の維持管理など	28,407	<b>7,813</b>	5,119	6,385
観光振興費	山岳観光、平地観光の宣伝・誘客など	94,827	<b>8,646</b>	44,575	38,118
合 計		464,372	<b>50,583</b>	167,014	164,497

※「令和5年度 入湯税の使途状況に関する調査」より



塵芥処理施設（北アルプスエコパーク）



し尿処理施設（クリーンコスモ姫川）



白马小道 小径作業



白马岳頂上宿舎修繕工事

